

岡山県営住宅条例新旧対照表

		新	旧
		第一章　総則（第一条—第三条）	第一章　総則（第一条—第三条）
		第二章の二　県営住宅等の整備基準（第三条の二—第三条の四）	第二章の二　県営住宅等の整備基準（第三条の二—第三条の四）
附則	附則	第二章～第六章略	第二章～第六章略
第一章の二　県営住宅等の整備基準	第一章の二　県営住宅等の整備基準		
第三条の二　県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の整備基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	第三条の二　県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の整備基準は、次の各号に掲げるとおりとする。		
一　周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備すること。	一　周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備すること。		
二　安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備すること。	二　安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備すること。		
三　建設に当たつては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮すること。	三　建設に当たつては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮すること。		
四　ユニバーサルデザイン（年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、全ての人にとって安全かつ安心で利用しやすいよう、建築物等を設計することをいう。）の趣旨に沿つて整備するよう努めること。	四　ユニバーサルデザイン（年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、全ての人にとって安全かつ安心で利用しやすいよう、建築物等を設計することをいう。）の趣旨に沿つて整備するよう努めること。		
五　県営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定すること。	五　県営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定すること。		
六　敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の	六　敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の		

設置等安全上必要な措置を講ずること。

七 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けること。

第三条の三 県営住宅の整備基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮して配置すること。

二 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずること。

三 住宅には、原則として外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るためのものとして知事が定める措置を講ずること。

四 住宅の床及び外壁の開口部には、原則として当該部分の遮音性能の確保を適切に図るためのものとして知事が定める措置を講ずること。

五 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次号において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、原則として当該部分の劣化の軽減を適切に図るためのものとして知事が定める措置を講ずること。

六 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、原則として構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるためのものとして知事が定める措置を講ずること。

七 住宅には、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第二条の新エネルギー利用等を行うためのものとして知事が定める措置を講ずるよう努めること。

八 住宅には、原則として照明設備その他の建築設備に係るエネルギーの効率的利用その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るためのものとして知事が定める措置を講ずること。

九 住戸の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、二十五平方メートル以上とすること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

十 各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室を設けること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸に台所又は浴室を設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸に台所又は浴室を設けることを要しない。

十一 各住戸には、原則として地上基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第二条第十五号の地上基幹放送をいう。）を受信するための設備及び電話配線を設けること。

十二 各住戸には、原則として居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るためのものとして知事が定める措置を講ずること。

十三 住戸内の各部には、原則として移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく當むことができるためのものとして知事が定める措置を講ずること。

十四 通行の用に供する共用部分には、原則として高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためのものとして知事が定める措置を講ずること。

十五 敷地内に、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けること。この場合においては、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮すること。

2 公営住宅の買取り又は公営住宅の借上げ（県営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第二条第一項に規定する公的

賃貸住宅等を買い取り、又は賃借する場合にあつては、同法第六条第一項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。)に係る県営住宅については、前項第三号から第八号まで及び第十号から第十四号までの規定は、適用しない。

第三条の四 共同施設の整備基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとすること。

二 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとすること。

三 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するよう考慮すること。

四 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置すること。

五 通路における階段には、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な手すり又は傾斜路を設けること。

(入居者資格)

第六条 県営住宅に入居することができる者は、県内に住所若しくは勤務場所を有する者又は新たに県内に居住することが必要と認められる者で、次の各号の条件を具備するものでなければならない。

一 略

二 その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 二十一万四千円

(1) 入居者又は同居者に(i)から(v)までのいずれかに該当する者があ

(入居者資格)

第六条 県営住宅に入居することができる者は、県内に住所若しくは勤務場所を有する者又は新たに県内に居住することが必要と認められる者で、次の各号の条件を具備するものでなければならない。

一 略

二 その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる金額を超えないこと。

イ 入居者が身体障害者である場合その他の政令第六条第四項で定める場合 政令第六条第五項第一号に規定する金額

る場合

(i) 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(ii) 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者（次項において「戦傷病者」という。）でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
(iii) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(iv) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
(v) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2) 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合

(3) 同居者に十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者がある場合

口 県営住宅が、法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第一百五十号）第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において、知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 二十二万四千円（当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千円）

ハ イ及び口に掲げる場合以外の場合 十五万八千円

口 県営住宅が、法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第一百五十号）第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において、知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 政令第六条第五項第二号に規定する金額

ハ イ及び口に掲げる場合以外の場合 政令第六条第五項第三号に規定する金額

三 略

四 その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（第四十三条第一項第四号及び第五十三条において「暴力団員」という。）でないこと。

2

前項の規定にかかわらず、県内に住所若しくは勤務場所を有する者又は新たに県内に居住することが必要と認められる者で、次の各号のいずれかに該当するもの（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。第四項、次条第二項及び第九条第四項において「老人等」という。）にあっては前項第二号から第四号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあっては同項第三号に掲げる条件を具備するものは、県営住宅に入居することができる。

一 略

二 障害者基本法第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

三 戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

四 略

三 略

四 その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（第四十三条第一項第四号において「暴力団員」という。）でないこと。

2

前項の規定にかかわらず、県内に住所若しくは勤務場所を有する者又は新たに県内に居住することが必要と認められる者で、次の各号のいずれかに該当するもの（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。第四項、次条第二項及び第九条第四項において「老人等」という。）にあっては前項第二号から第四号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあっては同項第三号に掲げる条件を具備するものは、県営住宅に入居することができる。

一 略

二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百七号）第十二条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

五 略

六 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

七 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

五・六略

七 前項第二号イ(1)(iii)から(v)までのいずれかに該当する者

3・4略

(同居の承認)

第十三条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定による承認をしてはならない。

一 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第六条第一項第二号に掲げる金額を超える場合

二 当該入居者が法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する場合

3 知事は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の規定による承認をすることができる。

(修繕費用の負担)

第二十一条 県営住宅等の修繕に要する費用（畠の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要な部分の修繕に要する費用を除く。）は、県の負担とする。

2・3略

(入居者の費用負担義務)

第二十二条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

一 略
二 汚物及びごみの処理に要する費用
三 略

八・九略

3・4略

(同居の承認)

第十三条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令第十条で定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

第二十一条 県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畠の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要な部分の修繕に要する費用を除く。）は、県の負担とする。

2・3略

(修繕費用の負担)

第二十二条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

一 略
二 汚物及びじんかいの処理に要する費用
三 略

四 県営住宅等の修繕に要する費用のうち前条第一項の規定により県の負担とされるもの以外のもの

(入居者資格)

第五十三条 第五十一条の規定により県営住宅を使用することができる者は、暴力団員でない者であつて、次の各号のいずれかの条件を具备するものでなければならない。

一・二略

(家賃)

第五十四条 第五十一条の規定による使用に供される県営住宅の毎月の家賃は、当該県営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める。

2・3略

(住宅監理員及び住宅管理人)

第六十五条 1略

2 住宅監理員は、県営住宅等の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を行うものとする。

3・5略

(指定管理者による管理)

第六十七条 県営住宅等の管理は、第七十一条第一項の規定により知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にそれを行わせるものとする。

四 県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用のうち前条第一項の規定により県の負担とされるもの以外のもの

(入居者資格)

第五十三条 第五十一条の規定により県営住宅を使用することができる者は、第六条第一項から第三項まで（同条第一項第四号を除く。）及び第七条第二項の規定にかかるらず、次の各号のいずれかの条件を具备する者でなければならない。

一・二略

(家賃)

第五十四条 第五十一条の規定による使用に供される県営住宅の毎月の家賃は、第五十五条第一項、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の規定にかかるらず、当該県営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める。

2・3略

(住宅監理員及び住宅管理人)

第六十五条 1略

2 住宅監理員は、県営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を行うものとする。

3・5略

(指定管理者による管理)

第六十七条 県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理は、第七十一条第一項の規定により知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にそれを行わせるものとする。